

介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業公募要領

1 実施主体（応募主体）

民間団体

※次のすべての要件を満たす民間団体とする。

- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

2 実施期間

1年間とする。（採択日～平成30年3月31日まで）

※事業実施団体の採択日が4月1日を超える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費について補助するものとする。

3 対象事業

実施団体は、以下の取組を行うものとする。

(1) 介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等の検証事業

介護施設・事業所における介護職員が担う業務について、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化し、介護福祉士等の介護職員や中高年齢者などの介護未経験の介護職員が連携して業務を行う場合に必要環境整備を行うことによる効果（業務分担による介護人材の適正な必要数等）を検証するために必要な調査等を行う。

ア 介護業務の類型化に向けた調査の検討

実施主体において、学識経験者等の介護現場に精通している者で構成する検討の場を設け、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化するにあたり、実際の介護現場における介護職員の勤務実態等を把握するための調査内容を検討する。

イ 調査票の作成及び調査の実施並びにモデル施設・事業所の選定

アで検討した介護職員の勤務実態等を把握するための調査票を作成し、介護施設・事業所及び介護職員等に対する調査を実施する。また、既に業務分担を行っているようなモデル的な施設・事業所を

選定し、より詳細な調査を実施する。選定にあたっては、介護サービスを提供する施設・事業所について、サービス種別等を勘案し、各4施設・事業所程度を選定し、計28事業所程度で実施するものとする。

ウ 調査のとりまとめ及びモデル施設・事業所での詳細調査の結果検証
実施主体において調査のとりまとめを行うとともに、選定された施設・事業所においては、当該施設・事業所で分担されている業務を類型化するとともに、介護職員間の連携に必要な環境整備に取り組んでいること等の詳細な調査結果を実施主体に報告する。実施主体は報告された内容に基づいて効果の検証を行う。

(2) 成果の報告

事業の成果について報告書を取りまとめ、国へ提出するものとする。

4 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認める額とする。

(2) 補助率

定額（対象経費の10/10）

(3) 補助対象経費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料）、使用料、賃借料、委託費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

5 公募手続

(1) 提出書類

<事業実施計画に係る書類>

- 介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業への応募について（別紙1）
- 事業実施計画書（別紙2）
- 事業所要額内訳書（別紙3）
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

<実施団体の概要、活動状況に係る書類>

- 団体の概況書（別紙4）
- 定款
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

<実施団体の経理状況に係る書類>

- 平成29年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

(2) 提出期限

平成29年8月22日（火）必着

※ 提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係 鈴木・田村 宛

※封筒表面に、赤字で「『介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業』応募書類在中」と記載のこと。

TEL：03-5253-1111（内線：2849）

FAX：03-3591-9898

6 事業採否の決定方法について

事業の採否については、別紙様式を提出した実施団体について、当省に設置する評価委員会による評価を踏まえて決定する。

(1) 評価委員会による評価について

応募のあった事業のうち、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(2) 結果の通知等

実施団体決定後、速やかに書面にて結果の通知を行います。

なお、補助金については、実施団体決定の通知後に必要な手続きを経て、交付する。

(3) その他

以下の事項について、あらかじめ御了承ください。

- ・ 評価は非公開で行うこと。
- ・ 提出された企画書等は返却しないこと。
- ・ 実施団体の決定について、個別の問い合わせに応じないこと。